

岩手県内農業者の皆様へ

肥料価格高騰対策事業（国庫補助）のご案内

この内容は令和4年12月1日時点のものです。今後内容変更の可能性があります。

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援します。

1 支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料(本年の秋肥と来年の春肥として使用する肥料)が対象です。

2 支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その7割を支援金として交付します。

【支援額算定式】

$$\text{支援額} = \text{肥料コスト増加分} \times 0.7$$

$$\text{肥料コスト増加分} = \text{当年の肥料購入費} -$$

$$\left(\text{当年の肥料購入費} \div \text{高騰率} \div \text{使用量低減率} \right)$$

前年の肥料費

秋肥 1.4

0.9

※ 高騰率：当年と前年の農業物価統計から算出（令和4年秋肥：1.4）。

※ 使用量低減率：使用量低減には時間がかかることを考慮し、本年秋肥及び来年春肥の使用量低減率を1割（0.9）とする。

例えば、対象となる秋肥が100万円だった場合、
支援金 = (100万円 - (100万円 ÷ 1.4 ÷ 0.9)) × 0.7 = 約14.4万円

3 申請に必要な書類

- ① 注文票や領収証、請求書の写
肥料の種類、数量、購入費が記載されているもの
- ② 化学肥料低減計画書（業務方法書様式第2号）
- ③ 肥料価格高騰対策事業支援金申込書（業務方法書様式B）
- ④ 農業者自己確認シート（業務方法書様式C）
- ⑤ 農産物の販売実績が確認できる書類の写し
（販売伝票等の一部で可）

4 申請方法

- 取組実施者（地域農業再生協議会や肥料を購入した肥料販売店等、農業者グループ等）へ、必要な書類を提出してください。
- 購入先が複数ある場合は、それぞれの取組実施者に申請が可能ですが、重複申請しないよう注意してください。
- 市町村独自の肥料価格高騰に係る補助金等が交付される場合、調整が必要です。調整方法は、取組実施者、市町村に確認してください。

5 化学肥料低減の取組について

- 化学肥料低減計画を作成し、令和4年度と令和5年度に取組メニューのうち2つ以上取り組んでください。
- 取組状況については、中間報告（令和5年12月頃まで）、実績報告（令和6年6月頃まで）で確認します。

6 申込期限

令和5年1月31日（火）まで取組実施者へ書類を提出してください。

【お問合せ先】

岩手県肥料コスト低減推進協議会（岩手県農林水産部農業普及技術課）

《業務委託先》

J Aいわて花巻（担当：営農部 営農企画課）
住所 花巻市野田 335-2 電話 0198-23-0985